

令和8年度 埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準

R8.8.1

第1 軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入居者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入居者が負担すべき額として【表1】の額を上限とする。

(2) サービスの提供に要する費用の助成基準額は、【表1】のサービスの提供に要する基本額(月額)に民間施設給与等改善費を加えた額から、【表2】の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入居者との単価と区分して用いること。

3 生活費(月額)

生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)は、下記の額を上限とする。

地域	1人当たりの額 (円)	地区別冬期加算額(11月から3月まで)(円)
		Ⅵ区(埼玉県)
甲地	51,900	2,150
乙地	49,400	1,960

(注1)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」により「1級地-1及び1級地-2」又は「2級地-1及び2級地-2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地の-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)「地区別冬期加算」の欄における地区別は上記保護基準の別表1の区分による。

4 居住に要する費用(月額)

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入居者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費(土地取得費を除く。)から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額(以下「居住費基礎額」という。)を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規程に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数(20年を標準とする)の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数(20年を標準とする。)の利息を加えた額を、当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入居者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入居する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入居者が一定の期間(20年を標準とする。)未満の期間以内に退居した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間(20年を標準とする。)から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退居時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であつて、かつ、着工時において相当数の入居者が確保されていない場合については、十分な入居者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入居者の所得の低い場合や、夫婦(事実婚及び同性パートナーを含む)で利用する場合等入居者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

5 その他

退去時の取り扱いについて

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(平成23年8月 国土交通省住宅局)を参考にすること。

第2 軽費老人ホームA型の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームA型における入居者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入居者が負担すべき額として【表1】の額を上限とする。

(2) サービスの提供に要する費用の助成基準額は、【表1】のサービスの提供に要する基本額(月額)に民間施設給与等改善費を加えた額から、【表2】の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入居者との単価と区分して用いること。

3 生活費(月額)

生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)は、下記の額を上限とする。

地域	1人当たりの額 (円)	地区別冬期加算額(11月から3月まで)(円)
		VI区(埼玉県)
甲地	60,200	2,150
乙地	57,500	1,960

(注1)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」により「1級地-1及び1級地-2」又は「2級地-1及び2級地-2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)「地区別冬期加算」の欄における地区別は上記保護基準の別表1の区分による。

4 その他

退去時の取り扱いについて

ケアハウスの規程(第1. 5. (1))に準ずる。

【表1】サービスの提供に要する基本額(月額)

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額(月額)について、以下のとおりとなるので留意されたい。

	サービスの提供に要する基本額(月額)
特定施設入居者生活介護の利用者	③、④、⑧のいずれか※1
上記以外の一般入居者	上記に⑤または⑤－2あるいは⑨を加えた額※2

※1・・・定員数とは施設全体の定員をいう。 ※2・・・一般入居者数とは前年度一般入居者平均数をいう。

①軽費老人ホーム(ケアハウス) 単独設置

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20	162,000	157,800	156,800	153,700	151,600	147,400	144,300	142,200
21-30	108,600	105,800	105,100	103,000	101,600	98,800	96,700	95,300
31-40	95,400	92,900	92,300	90,400	89,100	86,600	84,700	83,400
41-50	85,300	83,000	82,400	80,600	79,500	77,200	75,400	74,300
51-60	72,100	70,200	69,700	68,200	67,200	65,200	63,800	62,800
61-70	68,500	66,500	66,100	64,600	63,700	61,800	60,300	59,400
71-80	60,100	58,400	58,000	56,700	55,900	54,200	52,900	52,100
81-90	59,500	57,800	57,400	56,200	55,300	53,600	52,400	51,500
91-100	53,700	52,200	51,800	50,700	49,900	48,400	47,200	46,500
101-110	52,000	50,400	50,100	48,900	48,100	46,600	45,500	44,700
111-120	47,700	46,400	46,000	45,000	44,300	42,900	41,900	41,200
121-130	48,600	47,100	46,800	45,700	45,000	43,500	42,400	41,700
131-140	45,100	43,800	43,500	42,500	41,800	40,500	39,500	38,900
141-150	43,300	42,100	41,800	40,800	40,200	39,000	38,000	37,400

(注)地域区分は、次による。(「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成27年3月23日厚労告九三)に準じて設定。)

- 1 3級地は、さいたま市とする。
- 2 4級地は、朝霞市、志木市、和光市とする。
- 3 5級地は、川口市、草加市、戸田市、新座市、八潮市、ふじみ野市とする。
- 4 6級地は、川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町とする。
- 5 7級地は、熊谷市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町とする。

①ー2 軽費老人ホーム(ケアハウス) 単独設置 介護職員1名を配置しない場合

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20	134,800	131,500	130,600	128,200	126,500	123,200	120,700	119,000
21-30	90,400	88,100	87,600	85,900	84,800	82,600	81,000	79,900
31-40	81,700	79,700	79,100	77,600	76,500	74,400	72,900	71,800
41-50	74,400	72,400	71,900	70,400	69,400	67,500	66,000	65,000
51-60	63,000	61,400	60,900	59,700	58,800	57,200	55,900	55,100
61-70	60,700	59,000	58,600	57,400	56,500	54,800	53,600	52,800
71-80	53,200	51,800	51,400	50,300	49,600	48,200	47,100	46,400
81-90	53,500	52,000	51,600	50,500	49,800	48,300	47,200	46,500
91-100	48,300	47,000	46,700	45,700	45,000	43,700	42,700	42,100
101-110	47,100	45,700	45,400	44,300	43,700	42,300	41,300	40,600
111-120	43,200	41,900	41,600	40,700	40,100	38,900	37,900	37,300
121-130	44,300	43,100	42,700	41,800	41,100	39,800	38,800	38,200
131-140	41,300	40,100	39,800	38,900	38,300	37,100	36,100	35,600
141-150	39,700	38,500	38,300	37,400	36,900	35,700	34,900	34,300

(注)地域区分は【表1】－①と同じ

②軽費老人ホーム(ケアハウス) 併設置

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
10-14	164,200	160,600	159,700	157,000	155,200	151,500	148,800	147,000
15-19	110,000	107,600	107,000	105,100	103,900	101,500	99,700	98,500
20-29	105,500	102,900	102,300	100,300	99,000	96,500	94,500	93,200
30	76,000	74,300	73,800	72,500	71,600	69,900	68,600	67,700
31-40	70,900	69,200	68,700	67,400	66,600	64,800	63,500	62,700
41-50	57,100	55,700	55,400	54,300	53,600	52,200	51,100	50,400
51-60	47,900	46,700	46,400	45,500	44,900	43,700	42,900	42,300
61-70	41,200	40,200	39,900	39,200	38,700	37,700	36,900	36,400
71-80	36,200	35,300	35,100	34,500	34,000	33,200	32,600	32,100
81-90	38,400	37,400	37,200	36,500	36,000	35,100	34,400	33,900
91-100	34,600	33,800	33,600	32,900	32,500	31,700	31,000	30,600
101-110	33,900	33,000	32,800	32,100	31,600	30,700	30,100	29,600
111-120	31,200	30,400	30,200	29,500	29,100	28,200	27,600	27,200
121-130	33,300	32,400	32,100	31,400	31,000	30,100	29,400	28,900
131-140	31,100	30,300	30,000	29,400	29,000	28,100	27,500	27,100
141-150	30,100	29,300	29,100	28,500	28,100	27,300	26,700	26,300

(注)地域区分は【表1】－①と同じ

②-2 軽費老人ホーム(ケアハウス) 併設設置 介護職員を1名配置しない場合

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
10-14	109,500	107,700	107,200	105,800	104,900	103,000	101,600	100,700
15-19	73,500	72,300	72,000	71,000	70,400	69,200	68,300	67,600
20-29	78,400	76,700	76,300	75,000	74,100	72,400	71,100	70,300
30	57,600	56,500	56,200	55,400	54,800	53,600	52,800	52,200
31-40	57,400	56,100	55,700	54,800	54,100	52,800	51,800	51,200
41-50	46,200	45,100	44,900	44,100	43,600	42,500	41,700	41,200
51-60	38,600	37,800	37,500	36,900	36,500	35,600	35,000	34,600
61-70	33,500	32,700	32,500	31,900	31,500	30,800	30,200	29,800
71-80	29,400	28,700	28,600	28,100	27,700	27,100	26,600	26,300
81-90	32,400	31,600	31,400	30,800	30,400	29,600	29,000	28,600
91-100	29,200	28,500	28,300	27,800	27,500	26,800	26,300	26,000
101-110	29,000	28,300	28,100	27,500	27,100	26,400	25,800	25,400
111-120	26,800	26,100	25,900	25,400	25,000	24,300	23,800	23,400
121-130	29,200	28,400	28,200	27,600	27,200	26,400	25,800	25,400
131-140	27,200	26,500	26,300	25,800	25,400	24,700	24,100	23,800
141-150	26,400	25,700	25,600	25,100	24,700	24,000	23,500	23,200

(注)地域区分は【表1】-①と同じ

③特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス) 単独設置
共通職員

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20	94,200	91,800	91,200	89,400	88,200	85,800	84,000	82,900
21-30	63,300	61,700	61,300	60,100	59,300	57,700	56,500	55,700
31-40	47,900	46,700	46,400	45,500	44,900	43,700	42,800	42,200
41-50	47,200	45,900	45,600	44,700	44,000	42,800	41,800	41,200
51-60	40,500	39,400	39,100	38,300	37,800	36,700	35,900	35,300
61-70	41,200	40,100	39,800	38,900	38,400	37,200	36,300	35,800
71-80	36,200	35,200	35,000	34,200	33,700	32,700	32,000	31,500
81-90	32,200	31,400	31,100	30,500	30,000	29,200	28,500	28,100
91-100	29,300	28,500	28,300	27,700	27,300	26,400	25,800	25,400
101-110	29,700	28,800	28,600	27,900	27,500	26,600	26,000	25,500
111-120	27,300	26,500	26,300	25,700	25,300	24,500	23,900	23,500
121-130	29,700	28,800	28,600	27,900	27,500	26,600	26,000	25,500
131-140	27,600	26,800	26,600	26,000	25,700	24,900	24,300	23,900
141-150	26,900	26,200	26,000	25,400	25,000	24,300	23,700	23,300

(注)地域区分は【表1】-①と同じ

④特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス) 併設設置
共通職員

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
10-14	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400
15-19	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
20-29	37,700	36,900	36,700	36,100	35,700	34,900	34,300	33,900
30	30,700	30,200	30,000	29,600	29,400	28,800	28,400	28,200
31-40	23,300	22,900	22,800	22,500	22,300	21,900	21,600	21,400
41-50	18,900	18,600	18,500	18,300	18,100	17,800	17,600	17,500
51-60	16,000	15,700	15,600	15,400	15,300	15,000	14,800	14,700
61-70	14,000	13,700	13,700	13,500	13,400	13,100	12,900	12,800
71-80	12,400	12,200	12,100	12,000	11,900	11,700	11,600	11,500
81-90	11,300	11,100	11,000	10,900	10,800	10,600	10,500	10,400
91-100	10,300	10,100	10,000	9,900	9,800	9,600	9,500	9,400
101-110	16,900	16,500	16,400	16,000	15,800	15,400	15,000	14,800
111-120	15,500	15,200	15,100	14,800	14,600	14,200	13,900	13,700
121-130	14,500	14,200	14,100	13,800	13,600	13,200	12,900	12,700
131-140	13,500	13,200	13,100	12,800	12,700	12,400	12,100	12,000
141-150	13,700	13,400	13,300	13,100	12,900	12,600	12,300	12,200

(注) 地域区分は【表1】－①と同じ

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス) 単独・併設共通
一般入居者に対する介護職員

一般入居者数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20	39,900	39,000	38,800	38,100	37,600	36,800	36,100	35,700
21-30	26,100	25,500	25,400	24,900	24,600	24,000	23,600	23,300
31-40	33,200	32,400	32,100	31,500	31,000	30,200	29,500	29,000
41-50	26,600	25,900	25,700	25,100	24,800	24,100	23,600	23,200
51-60	22,100	21,600	21,400	21,000	20,700	20,100	19,600	19,300
61-70	19,000	18,500	18,300	18,000	17,700	17,200	16,800	16,600
71-80	16,600	16,100	16,000	15,700	15,500	15,000	14,700	14,500
81-90	20,800	20,200	20,100	19,600	19,300	18,800	18,300	18,000
91-100	18,800	18,200	18,100	17,700	17,400	16,900	16,500	16,300
101-110	17,100	16,600	16,500	16,100	15,800	15,300	15,000	14,700
111-120	15,600	15,200	15,000	14,700	14,500	14,100	13,700	13,500
121-130	14,500	14,100	13,900	13,600	13,400	13,000	12,700	12,500
131-140	13,300	13,000	12,900	12,600	12,400	12,100	11,800	11,600
141-150	12,500	12,200	12,100	11,800	11,600	11,300	11,000	10,900

(注) 地域区分は【表1】－①と同じ

⑤－２ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス) 単独・併設共通
一般入居者に対する介護職員を1名置かなかった場合

一般入居者数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
21-30	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
31-40	19,600	19,100	19,000	18,700	18,500	18,000	17,700	17,500
41-50	15,600	15,300	15,200	14,900	14,700	14,400	14,100	13,900
51-60	13,000	12,700	12,700	12,400	12,300	12,000	11,800	11,600
61-70	11,200	11,000	10,900	10,700	10,600	10,300	10,100	10,000
71-80	9,700	9,500	9,500	9,300	9,200	9,000	8,900	8,800
81-90	14,800	14,400	14,300	14,000	13,800	13,400	13,100	13,000
91-100	13,300	13,000	12,900	12,600	12,400	12,100	11,800	11,600
101-110	12,100	11,700	11,700	11,400	11,200	10,900	10,700	10,500
111-120	11,000	10,700	10,700	10,400	10,300	10,000	9,800	9,600
121-130	10,100	9,900	9,800	9,600	9,500	9,200	9,000	8,900
131-140	9,400	9,200	9,100	9,000	8,800	8,600	8,400	8,300
141-150	8,800	8,500	8,500	8,300	8,200	7,900	7,800	7,700

(注) 地域区分は【表1】－①と同じ

⑥軽費老人ホームA型 単独設置

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
50	139,000	135,000	134,000	131,000	129,100	125,100	122,100	120,100
51-60	117,200	113,800	113,000	110,500	108,800	105,500	102,900	101,300
61-70	100,600	97,700	97,000	94,900	93,500	90,600	88,500	87,000
71-80	88,200	85,700	85,100	83,200	82,000	79,500	77,600	76,300
81-90	84,800	82,400	81,800	80,000	78,800	76,400	74,600	73,400
91-100	76,500	74,400	73,800	72,200	71,100	68,900	67,300	66,200
101-110	75,400	73,300	72,700	71,100	70,000	67,800	66,200	65,100
111-120	74,200	71,900	71,400	69,700	68,600	66,300	64,700	63,600
121-130	72,800	70,600	70,100	68,400	67,300	65,200	63,500	62,500
131-140	71,700	69,500	69,000	67,300	66,200	64,100	62,400	61,400
141-150	73,400	71,200	70,600	69,000	67,900	65,700	64,000	62,900
151-160	69,500	67,400	66,900	65,300	64,200	62,100	60,500	59,500
161-170	68,800	66,800	66,200	64,700	63,600	61,500	60,000	58,900
171-180	68,200	66,100	65,600	64,000	63,000	60,900	59,400	58,400
181-190	67,700	65,700	65,100	63,600	62,600	60,500	59,000	57,900
191-200	64,400	62,500	62,000	60,500	59,500	57,600	56,200	55,200
201-210	64,700	62,800	62,300	60,800	59,900	57,900	56,500	55,500

⑦軽費老人ホームA型 併設置

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
50	100,100	97,200	96,500	94,300	92,900	90,000	87,800	86,400
51-60	84,400	82,000	81,400	79,500	78,300	75,900	74,000	72,800
61-70	72,500	70,400	69,900	68,300	67,300	65,200	63,600	62,600
71-80	63,700	61,900	61,400	60,100	59,200	57,300	56,000	55,100
81-90	67,600	65,700	65,200	63,700	62,700	60,700	59,200	58,300
91-100	60,900	59,100	58,700	57,400	56,500	54,700	53,400	52,500
101-110	61,100	59,400	58,900	57,600	56,700	55,000	53,600	52,800
111-120	59,700	57,900	57,500	56,200	55,300	53,600	52,300	51,400

(注) 地域区分は【表1】－①と同じ

⑧特定施設入居者生活介護を受けた軽費老人ホームA型

共通職員

定員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
50	63,400	61,600	61,100	59,700	58,800	57,000	55,600	54,700
51-60	53,900	52,300	51,900	50,800	50,000	48,400	47,200	46,500
61-70	46,500	45,100	44,800	43,800	43,200	41,800	40,800	40,200
71-80	40,800	39,600	39,300	38,500	37,900	36,700	35,800	35,200
81-90	36,400	35,300	35,100	34,300	33,700	32,700	31,900	31,400
91-100	32,800	31,900	31,700	31,000	30,500	29,600	28,900	28,500
101-110	30,600	29,700	29,500	28,800	28,400	27,500	26,800	26,400
111-120	32,900	31,900	31,700	30,900	30,400	29,300	28,600	28,100
121-130	30,600	29,600	29,400	28,600	28,100	27,200	26,400	26,000
131-140	28,400	27,500	27,300	26,600	26,100	25,200	24,500	24,100
141-150	29,300	28,400	28,200	27,500	27,000	26,100	25,400	25,000
151-160	28,100	27,200	27,000	26,300	25,900	25,000	24,300	23,900
161-170	26,500	25,600	25,400	24,800	24,400	23,600	22,900	22,500
171-180	25,100	24,300	24,100	23,500	23,100	22,300	21,700	21,300
181-190	23,800	23,100	22,900	22,400	22,000	21,300	20,700	20,300
191-200	22,700	22,000	21,800	21,300	20,900	20,200	19,700	19,300

(注) 地域区分は【表1】－①と同じ

⑨特定施設入居者生活介護を受けた軽費老人ホームA型

一般入居者に対する介護職員等

一般入居者数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20	47,700	46,800	46,600	45,900	45,500	44,600	43,900	43,500
21-30	50,700	49,600	49,300	48,400	47,800	46,600	45,700	45,100
31-40	52,200	50,900	50,500	49,600	48,900	47,600	46,600	45,900
41-50	53,300	51,900	51,500	50,500	49,800	48,300	47,300	46,600
51-60	44,300	43,200	42,900	42,000	41,400	40,200	39,300	38,800
61-70	38,100	37,100	36,800	36,100	35,500	34,500	33,700	33,200
71-80	33,300	32,500	32,200	31,600	31,100	30,300	29,600	29,200
81-90	35,900	34,900	34,600	33,900	33,400	32,500	31,700	31,300
91-100	32,200	31,400	31,100	30,500	30,000	29,200	28,500	28,100
101-110	34,500	33,600	33,300	32,600	32,200	31,200	30,500	30,000
111-120	31,700	30,800	30,600	29,900	29,500	28,600	27,900	27,500
121-130	33,500	32,600	32,300	31,600	31,200	30,200	29,500	29,000
131-140	35,100	34,100	33,900	33,100	32,600	31,600	30,900	30,400
141-150	36,600	35,600	35,300	34,500	34,000	32,900	32,100	31,600
151-160	34,300	33,300	33,100	32,300	31,800	30,800	30,100	29,600
161-170	35,700	34,700	34,400	33,600	33,100	32,000	31,200	30,700
171-180	36,900	35,800	35,500	34,700	34,100	33,100	32,200	31,700
181-190	37,900	36,800	36,500	35,600	35,100	34,000	33,100	32,600
191-200	36,000	34,900	34,600	33,800	33,300	32,200	31,500	30,900

【表2】本人からの徴収額(月額)

軽費老人ホーム(ケアハウス)

対象収入による階層区分		費用徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	全額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「「前年」の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦(事実婚及び同性パートナーを含む、以下同じ)で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

軽費老人ホーム(A型)

対象収入による階層区分		費用徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円～3,400,000円	117,000円
21	3,400,001円以上	全額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「「前年」の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦(事実婚及び同性パートナーを含む、以下同じ)で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

適用

この基準は、令和8年8月1日から適用する。

この基準は埼玉県の所管する施設に限り適用する。